

Web 口座受付サービス利用規定

Web 口座受付サービス(以下、本サービス)の利用者(以下、利用者)は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条 (サービス内容)

本サービスは、利用者が、株式会社沖縄銀行(以下、当行という)所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、利用者の指定する口座(以下、「対象口座」といいます)を対象として、パーソナルコンピュータ・スマートフォン・タブレット・携帯電話等(以下、端末機)から、インターネットを通じて、当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込みするサービスをいいます。

第2条 (利用対象者)

本サービスの利用は個人に限るものとし、法人は対象外とします。

第3条 (対象口座)

利用者が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、キャッシュカード発行済みの当行所定の普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含みます)に限ります。

第4条 (端末機)

利用者は、利用者の負担で端末機を用意するものとし、端末機は当行が定める仕様を満たさなければならないものとします。また、利用者は、利用者の責任で端末機を管理するものとし、他人に使用させないものとし、端末機の譲渡の前には端末機での本サービスの利用設定を解除するものとします。

第5条 (サービス利用可能時間)

利用者の本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、当行または収納機関のメンテナンス、障害等により使用できないことがあります。

第6条 (預金口座振替契約の締結手続(本人確認手続))

利用者が端末機による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛に対象口座の店番、口座番号、キャッシュカード暗証番号、および電話回線等を利用して通知されるワンタイムパスワード等(以下、「所定事項」)を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

利用者が当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、利用者からの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。

第7条（サービス利用停止）

利用者が、前条に定める所定事項を当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は、利用者に対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止できるものとします。また、当行または収納機関の不正モニタリングや捜査当局からの通知によって停止する場合があります。[当行が定める期間を超えて収納機関から利用者に係る振替依頼がない場合は当行は利用者には通知することなく預金口座振替契約を終了させることができるものとし、利用者が再度使用する場合には利用者は再度締結の手続を行うものとします。]

第8条（預金口座振替契約の締結）

1. 申込方法

利用者は、第6条に定める預金口座振替契約締結に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に伝達することにより申込みものとします。

2. 申込の承諾

当行が利用者の申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。利用者はその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、利用者とは当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。この場合、当行は利用者に対し、収納機関を通じて承諾の通知を行うものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、利用者は当行に照会するものとし、照会がなかったことによって利用者には生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

また、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

3. 申込の不成立

以下の場合、利用者からの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行は利用者に対して申込が不成立となった旨を通知せず、利用者自身で成否を確認するものとします。

- (1) キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- (2) 差押等の止むを得ない事情があり、当行が不相当と認めたとき
- (3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断したとき

(4) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第9条（収納機関への情報通知）

1. 申込の確定および不成立

申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとし、利用者は当行が収納機関に通知することにつき、予め同意するものとします。

2. 本人確認情報

申込の確定に関し、当行は収納機関に対して、当行が利用者の本人確認を行っているか否かの情報を提供できるものとします。

第10条（預金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第11条（免責事項）

1. 本人確認

第6条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行は利用者を本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

2. 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(1) 通信機器、回線等の障害により、取扱が不能となったとき。

(2) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

3. 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、利用者の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

4. 収納機関との取引

利用者と収納機関との取引について当行は一切の責任を負いません。

第12条（損害の補てん）

1. 対象口座の店番・口座番号・キャッシュカード暗証番号等の口座情報および利用者の生

年月日・携帯電話番号等の盗取により行われた不正な資金移動等（以下「当該資金移動等」といいます）については、次の号のすべてに該当する場合、前述の規定にかかわらず、利用者から当行に対して当該資金移動等にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。ただし、営業性個人（個人事業主）の場合、商用で使用している場合は対象外となります。

(1) 対象口座の店番・口座番号・キャッシュカード暗証番号等の口座情報および利用者の生年月日・携帯電話番号等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

(2) 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること

(3) 当行に対し、暗証番号等が盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示し、警察への被害事実等の事情説明に協力していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該資金移動等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情を継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた損害の額を限度として補てんするものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび利用者に過失または重過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補てんしない場合があります。

3. 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、暗証番号等が盗取された日（暗証番号等が盗取された日が明らかでないときは、暗証番号等の盗取により行われた不正な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

(1) 当該資金移動等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

① 当該資金移動等が利用者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反により行われた場合

② 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

③ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

5. 利用者が、当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合は、その受けた限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。

6. 当行が第2項の規定により補てんを行った場合は、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該資金移動等を行った者、収納機関、その他第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。
7. 本条に関して当行は、当該資金移動等に関する利用者の個人情報を、当該資金移動等が発生したまたは発生した可能性のある収納機関、警察等へ提供できるものとします。
8. 本条による補償は、利用者が収納機関から補償を受けられる場合には適用しないものとします。

第13条（届出の変更等）

利用者の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の書面により対象口座店宛に届出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第14条（通知等の連絡先）

当行は利用者に対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、利用者が予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第15条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種規定、カード規定、口座振替規定により取扱います。

第16条（規定の変更等）

1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項によるこの本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める日から適用されるものとします。

第17条（個人情報の取扱い）

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、「個人情報保護宣言」(当行ホームページに掲載)に基づき、お客さまの個人情報を適切に取扱い

ます。

第 18 条（個人情報第三者提供の同意）

利用者は、本規定に基づく申込および取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

第 19 条（責任制限）

本サービスの利用に伴い利用者に生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または重過失がない場合には、直接の通常損害の範囲に限られます。

第 20 条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上